

東京都消費生活基本計画における 消費者教育に関する取組

令和4年度実績・令和5年度予定
(令和5年2月時点)

1 学校教育における消費者教育の推進

(1) 高等学校等での取組

- 成年年齢引き下げに伴う諸課題に関する指導の充実に向けた研修会の実施**
 - ・全都立高校等を対象に実施し、学校全体で消費者教育の推進を図ることの重要性について、教員の理解を促進
- 消費者教育コーディネーターによる出前講座及び教材等の活用の周知**
 - ・校長連絡会等にて周知

(2) 小中学校等での取組

- 学校向け消費者教育事業について、区市町村教育委員会の指導主事等へ説明**
 - ・教員のための消費者教育講座、消費者教育DVD、消費者教育コーディネーターの活用 等
- 消費者教育教材等の送付についての周知**
 - ・区市町村教育委員会を通じ、周知

(3) 保護者等に向けた取組

- 成年年齢引下げに伴う啓発チラシ（※①）、消費者教育・啓発ノート（※②）の配布**
 - ・都内全高校2年生及び保護者向けに同時配布 12万部

※① 成年年齢引下げに伴う啓発チラシ

保護者の方へお渡しください

18歳が、ねらわれる!?

悪質商法のターゲット?

2022年4月1日から、
成人年齢が18歳に引き下げられました。

▼ 成人になると、どうしてねらわれるの…!? ▼

理由 その1 自分の意思で高額な買物ができる!

理由 その2 親権者の承諾無く、お金借りられる!

理由 その3 未成年者取消権が使えない!

親権者の同意が無くても、高額な買物ができるようになります。



現金が無くても、クレジットカードのキャッシングや、銀行ローン、消費者金融が利用できるようになります。

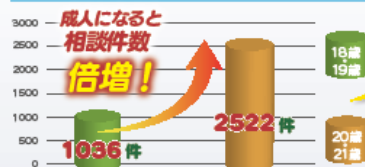


成人になると、未成年者取消権(※)は使えなくなります。

※未成年者取消権・未成年者、親権者の同意を得ずに結んだ高額な契約は、原則として取消すことができますというものです。



消費生活センターへの相談件数

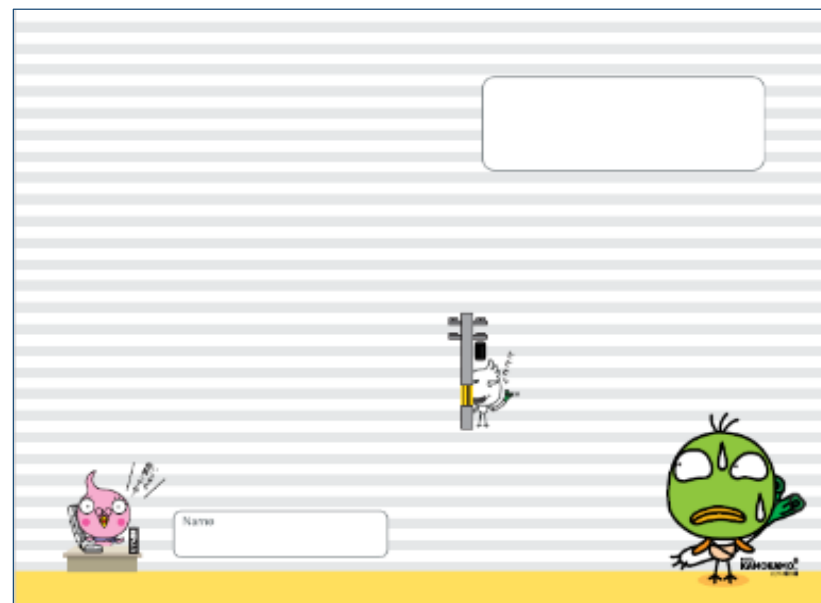


※市内の消費生活センターに寄せられた「18歳から21歳」の相談件数(2021年度)

成人になりたての18歳・19歳がターゲットにされるおそれが!

東京都消費生活総合センター こんなトラブルの相談が寄せられています! 詳しくは裏面へ

※② 消費者教育・啓発ノート



【学生にありがちなトラブル事例(マルチ商法)】



【どうして消費者トラブルにまきこまれたのか、考えよう】

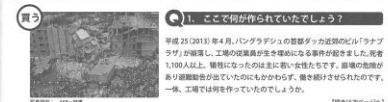
- ◆「簡単にもうかる」って話、本当にある?
- ◆その商品、自分にとって本当に必要?
- ◆どんな契約なのか確認した?
- ◆契約する前に、誰かに相談した?



困ったときは、消費生活センターに相談!

※168 消費者ホットライン

※身近な消費生活相談窓口になります。



1. ここでは何が作られていたでしょう?

平成25(2013)年4月、パンダラッシュの首都圏大規模なビル「ラブリ」が竣工し、工場の従業員が生き残る事件が発生しました。死者100人以上、犠牲になったのは主に若い女性たちです。現場の敷地が、多層階級が定まっているにもかかわらず、壊れかけられたのです。一瞬、工場では何を作っていたのでしょうか。

【続きは次のページへ】

(4) 教員への研修等支援

○教員講座（受講者数延べ1,075人）

- ・講義10回、実験3回×2を会場及びオンライン配信で実施
- ・「成年年齢引下げ」などタイムリーなテーマを設定、最近の消費者問題の事例紹介や消費者教育教材の解説など、具体的な内容や手法を取り入れて実施

(5) 消費者教育コーディネーターの配置

令和2年度
・事業の広報
・学校相談の対応
・消費者教育コーディネート



令和3年度
・若者参加型事業との連携
・教育庁との連携の進展
・教科教育研究会との連携



令和4年度

- ・学校広報の改善
- ・中学校担当の設置
- ・アクティブ・ラーニングの構築
- ・若者参加事業との連携の継続

<実績> ※令和4年1月末現在 下段（）内は中学校

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
広報活動 * 教員向け広報、各種委員会、校長会等における広報活動の件数	16件	14件	23件 (7)
個別相談 * 中学校・高等学校の教員、管理職からの相談に対応した件数	16件	30件	54件 (21)
学校コーディネート * コーディネートから消費者教育の実施につながった学校の数	3校	12校	22校 (8)
調査・分析 * 消費者教育を実施した中学高校の生徒を対象とした調査・分析の件数	4件	1件	8件 (4)
消費者教育参加者数（中高生） * 学校コーディネートによる消費者教育に参加した中学・高校生的人数	670人	3,319人	3,441人 (947)

(1) 若者向け悪質商法被害防止キャンペーンの実施（令和5年1月～3月）

○ポスター、リーフレットの作成

・都内各種学校、ネットカフェ、ボウリング場、消費生活センター等にて配布

○若者啓発用動画の作成、放映（予定）

・インターネットやSNS（twitter、YouTube）、交通広告（JR（山手線）、都営地下鉄）、街頭ビジョン等にて広告掲出

○特別相談「若者のトラブル110番」の実施

など



若者啓発用動画



○東京くらしWEBを通じた普及啓発

- ・成人年齢引き下げに関する特設ページの開設

18歳・19歳がねらわれる！？ 2022年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられました



このページでは、新成人の18歳、19歳をはじめとした若者のみなさんとその保護者や教員など関する関心の方向けに、消費者教育や相談窓口をご紹介します。

～どうしてねらわれるの？～

理由その1

自分の意志で高額な買物ができる！

理由その2

親権者の承諾無く、お金が借りられる！

理由その3

未成年者取消権が使えない！

くわしくはコチラ

～どんなトラブルがあるの？巻き込まれたら？～

若者に多い消費者トラブル例

もうけ話・副業

エステ

美容医療

定期購入

もっと見る

困ったら、まず相談！
03-3235-1155
東京都消費者生活総合センター

～トラブルに巻き込まれないために知ろう！学ぼう！～

○インターネット広告

等 (令和5年2月～3月予定)

- ・バナー広告からHP内の若者向けページに誘導



クリック！



(3) 消費者被害防止のための若者参加型事業の実施

- 消費者トラブルをテーマにCMシナリオ及び動画を公募
(6月～10月)
- 最終審査会(11月)
- 完成したCM動画の公開(令和5年3月予定)

昨年度の入賞作品と、作品を元に制作した啓発映像

花尾梨寿さんの作品 ～街頭アンケート編～

男性 「君、ものすごく可愛いね♡もっとキレイになりたいとか思ったことある？」
女性 「ありますけど、、、」
男性 「今、アンケートに答えると、これ無料でゲットできるけど、どう？」
女性 「いえ、、、けっこうです。」
男性 「でも今だけだよ、お得だよ？」
女性 「私、今が一番可愛いのでけっこうです。」

NA
「断る勇気が大切！東京都消費生活総合センターです。」



山崎貫太さんの作品 ～まだかな編～

幹部 「まだかなー、まだかなー」
部下 「何がっすか。」
幹部 「何がっすお前、成年年齢が18歳に引下げられんだろ。」
部下 「親の同意がなくても契約できるようになるやつっすね。」
幹部 「カモが増えると思うと楽しみで寝られねーよ。お正月より待ち遠しいよ。」

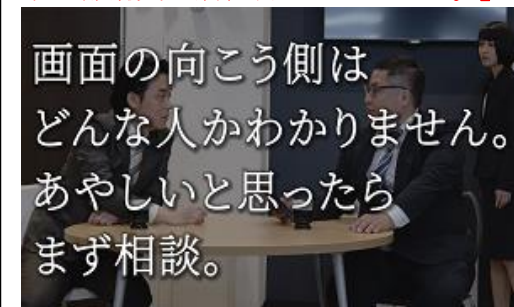
NA
「成年年齢引下げを、悪質事業者は待ちわびています。東京都消費生活総合センター」



吉田ゆりさんの作品 ～その女編～

男性1 「最近ネット上で仲良くなった子がいるんだけど絶対自分に気があると思うんだよね。で、この前誕生日だからって高いブランド物のバッグを買ってほしいって頼まれちゃってさ。まあそこも可愛いんだけど。」
男性2 「ああ、その女、オレだわ。」

NA
「画面の向こう側はどんな人かわかりません。あやしいと思ったらまず相談。東京都消費生活総合センターです。」



(4) 学校への情報発信

○学校向けメルマガの配信

- ・大学・専修学校等（104校）、全都立学校教員及び希望のあった私立学校（14校）

○教員向け消費者教育情報提供誌「わたしは消費者」発行（年4回）

- ・教員向けに消費生活上の課題や消費者教育教材等について情報提供

○校長連絡会・義務教育連絡会等での周知

- ・消費者教育コーディネーター制度と具体的な相談例を交えた活用方法を提示する等、各種周知を実施

3 区市町村支援

○都区市町村合同研修の実施（消費生活行政職員等の知識や実務能力の向上）

- ・ 9回 1, 272人

○市町村との共催講座の開催（講座開催に関するノウハウを提供）

- ・ 15回 307人

○東京都消費者啓発員の派遣による講座実施の支援

- ・ 6回 110人

(1) 事業者団体等との連携による消費生活講座

○シンポジウムの開催 (7月)

「人生100年を生き抜くための金融リテラシー」
・受講人数 227人

東京都消費生活総合センター 消費生活講座

暮らしに身近な金融や消費生活の知識について学びます!

菊間千乃氏と学ぶ! 人生100年を生き抜くための金融リテラシー

- 開催日時 令和4年7月8日(金) 14時00分～16時20分(13時30分開場)
- 会場 東京ウィメンズプラザホール(渋谷区神宮前5-53-67 表参道駅徒歩7分)
- 参加費 無料
- 受講方法 会場受講 または オンライン(ライブ) 受講
- 定員 会場:100名、オンライン:定員なし(都内在住・在勤・在学の方)

第1部 漫才 14時10分～14時45分 お笑いコンビ いち・もく・さん

新しい悪質様式 他
新型コロナウイルス感染症による生活困窮や、不安な気持ちに付けたんだ詐欺など、新たなだましの手口とその対処法について、漫画を通して楽しくご紹介いたします。この他に、もう1冊目を加えた豪華2本立てでお送りします。

第2部 講演 15時00分～16時20分 弁護士 菊間千乃氏

菊間千乃氏と学ぶ! 人生100年を生き抜くための金融リテラシー
資産形成や金銭トラブル、遺言、相続、現在問題となっている特殊詐欺や悪質商法などの消費者トラブルへの対策等、お金の向き合い方について、弁護士の目線から詳しくご講義いただきます。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、講座が中止・変更になる場合があります。

東京都消費生活総合センター
主催：東京都、東京都消費生活総合センター(後援：金融広報中央委員会)

(2) 消費者団体との協働事業

○くらしフェスタ東京の開催(メインは10月)

- ・「WEB交流フェスタ」特設サイトの開設
- ・オンライン講演会の開催
- ・エシカル消費に関するオンラインワークショップを開催

オンラインであなたとつながる!

WEB交流フェスタ2022

今すぐ検索!

WEB交流フェスタ

(3) 計量に関する周知活動と教育の推進

○特設WEBページの開設

親子はかり教室
(7～9月)

夏休み 親子はかり教室 2022

Web版 7月16日～9月15日

イベント版 8月24日・25日・26日開催
無料の工作と検定所見学

都民計量のひろば
(10～12月)

Web版 11月1日は計量記念日 令和4年10月16日～12月15日公開

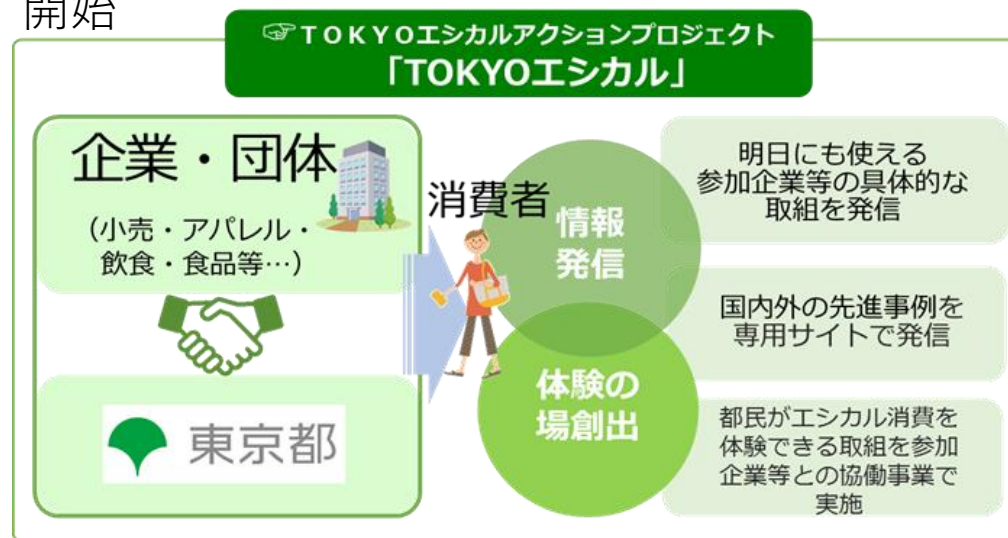
都民計量のひろば2022

くらしと計量 ～探してみよう!!くらしの中のいろんな計量～ <https://www.abohisecaku.metro.tokyo.jp/manabai/kuza/keijyo/>

(4) エシカル消費の理解の促進

○TOKYOエシカルの展開

- ・公募により賛同いただいた91のパートナー企業・団体と共にエシカル消費を日常にするための社会的ムーブメントを創出するプロジェクトを開始



<専用WEBサイト>

- ・専用WEBサイト・SNSにおいてエシカル消費に係る情報発信を開始
(発信内容)
 - ・パートナー企業・団体の取組紹介記事
 - ・アンバサダーと有識者の対談記事
 - ・エシカル消費に関する最新ニュース
 - ・様々な分野で活躍している方が日頃から意識・実践しているエシカル消費を紹介する連載「マイエシカル～私にとってのエシカル消費～」等
 - ・今後、パートナー企業・団体と体験の場の創出などの協働事業を実施予定

1 学校教育における消費者教育の推進

- 区市町村教育委員会を対象とした消費者教育・環境教育推進委員会を、義務教育指導課事業説明会として年間3回開催
- 消費者教育コーディネーター制度を活用し、学校現場と連携することにより、さらなる消費者教育の推進を図る。

2 注意喚起・情報発信

- 若者参加型事業を通じた情報発信
 - ・消費者トラブルをテーマに若者からCMシナリオ及び動画を公募。クリエイター等が選考し、受賞作品をもとに制作したCM動画をSNSやフォーラム等で公開
 - ・契約や消費者トラブルについて学べるeラーニング教材等を作成し、学校での活用を推進

3 エシカル消費の理解の促進

- TOKYOエシカルの展開
 - ・パートナー企業・団体とともに、未来を担う子供達に向けた取組（例：エシカル社会科見学）やエシカル消費体験・体感企画（例：エシカルマルシェ）などの協働事業を実施
 - ・都民等のエシカル消費の認知・関心の向上、行動喚起につながる一元的な情報発信を拡充